

# えのもとだより



## 2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!



### ① マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



### ② オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある  
電子証明書により医療保険の資格をオン  
ラインで確認します。

## 利用にあたってのメリット



- 1) 今まででは、就職・転職等で加入資格や健康保険組合が変わったり、転居により自治体が変わると健康保険の手続きが必要となり、新しい健康保険証が発行されるまでは全額負担での支払いになってしまいますが、これがマイナンバーカードとの一体化により保険の変更手続きを済ませれば、新しい保険証が発行前でも、医療機関で使用できます。
- 2) カードリーダーにかざすことで簡単に医療保険の資格確認が出来るようになります。
- 3) 今まででは、医療費控除の確定申告には、年間の医療費を集計した上で書類に記載する必要がありましたが、マイナンバーカードの利用により、マイナポータルを介して自動的に入力でき、申告手続きがぐっと簡単で便利になります。
- 4) 今まででは、急な入院等で多額の支払いが発生しても、高額医療制度の書類の申請の手間や間に合わない事があり、一時支払いの負担があったが、マイナポータルを介すれば、窓口での限度額を超える医療費は不要になります。
- 5) マイナンバーを保険証として使うことで、政府が運営するサービスサイト「マイナポータル」で特定健診や医療費の通知、投薬についての情報をまとめていつでも閲覧できるようになります。

## まずは、マイナンバーカードの取得と マイナポータルへの申請（アカウント開設を）！

マイナンバーカードを健康保険証として使うことで医療サービスに関わる  
いろいろなことが便利になります。

本人が同意をすることで、複数の医療機関に通院している方の薬剤情報や  
特定健診情報などの情報を、医師と共有できたり、医療費の集計や医療費控除  
の申請が簡単になります。

※この制度はオンライン資格確認に対応した医療機関（病院や薬局）でしか  
使えません。（当院は準備中です。）

**保険証として使う場合は、**

**マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルへの申請が必要です。**



マイナンバーのお問い合わせはこちら

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）お掛け間違いないようにご注意ください

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24時間、365日対応します。



一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は

マイナンバーカード・電子証明書・  
通知カードのお問い合わせ  
050-3818-1250

その他のお問い合わせ  
050-3816-9405



マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、  
この機会に、カード取得とマイナポータルへの  
申請（アカウント開設）を検討してみてくださいはいかが  
でしょうか